

令和2年3月19日

練馬第二小学校 保護者の皆様へ

練馬区立練馬第二小学校
校長 濱中 一

春季休業期間中の校庭の利用について

日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、練馬区からの通知を受け、本校では臨時休業期間、および春季休業期間中の校庭の利用を以下のようにいたします。

なお、今後の状況の変化に応じて、対応を変更する場合があります。その際は改めてお知らせいたします。

記

《臨時休業期間中について》

3月16日付「臨時休業期間中の校庭の利用について」でご連絡しているとおり、3月23日までの平日4日間、校庭の利用ができます。これは、児童の健康保持の観点から、臨時休業期間中の平日については、各校の教職員の見守りにより校庭を児童の運動等の活動場所として提供する取組です。詳細は通知をご覧ください。

《春季休業期間中について》

3月26日（木）から始まる春休み以降の校庭利用に関しては、臨時休業期間中の取組を引き継ぐかたちで、以下のとおり本校児童の校庭利用機会を設けます。

- 1 利用できる場所
練馬第二小学校の校庭 【雨天の場合は中止です】
※体育館は利用できません。（雨天時含む）
- 2 対象者
練馬第二小学校の児童（全学年）
- 3 期間および時間
 - (1) 期間
令和2年3月26日（木）～4月5日（日）
 - (2) 時間
月～金曜日 13時00分～17時00分（全学年）
土・日曜日 13時00分～16時00分（全学年）
- 4 利用にあたっての留意事項
 - (1) 利用できるのは本校に在籍の児童のみです。保護者・幼児・中学生等の利用はできません。
 - (2) 校庭を利用する際には、検温を行うなど、事前にお子様の健康観察を行ってください。発熱や風邪の症状がある場合は、利用できません。
 - (3) 学校応援団員が見守りを行いますが、通常の校庭開放のルールに準じて利用するよう、お子様にご指導ください。
 - (4) お弁当やおやつを校庭で食べることはできません。不必要なものは持ち込めません。
 - (5) 学校へは、校帽をかぶり、歩いて来ることとします。自転車で学校に来ることはできません。行き帰りのお子様の安全管理は、保護者の責任において行っていただきますようお願いいたします。
- 5 その他（学校開放事業について）
団体開放は休止しています。また、体育館の開放事業も休止しています。

【問い合わせ】副校長 橋本 誠之
電話 3990-4247